

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第1回選挙管理委員会臨時会会議録					
開催日時	令和6年6月19日(水)		午前10時00分から 午前10時30分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第17号	選挙人名簿の選挙時登録について			決定
	議案 第18号	期日前投票管理者・同職務代理者及び期日前投票立会人の選任について			決定
	議案 第19号	投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について			決定
	議案 第20号	開票管理者及び同職務代理者の選任について			決定
	議案 第21号	各種告示について			決定
	議案 第22号	投票日における違反文書図画の取扱について			決定
	議案 第23号	東京都知事選挙における投・開票所秩序保持方針について			決定
委員長	これから令和6年第1回の臨時会を開催します。				
	＜選挙人名簿の選挙時登録について＞				
委員長	議案第17号について事務局から説明をお願いします。				
局長	選挙人名簿の選挙時登録について説明します。根拠法令は記載のとおり公職選挙法第19条第2項、同法第21条第1項及び同法第22条第3項に基づいております。基準日は6月19日、登録日も同日、登録者数は新規2,895人抹消が1,671人となっています。一覧は別紙1のとおりです。なお、登録日以後選挙期日までに法第28条の該当になった者については名簿から抹消します。直接請求に要する法定数については別紙2が告示文で、別紙3により区長に対して通知を行います。また、公職選挙法施行令第22条に基づき別紙4のとおり東京都選挙管理委員会へ報告を行います。説明は以上です。				
委員長	議案第17号について質問はありますか。				
委員長	登録者数ですが、定時登録が6月3日にありましたが、それ以降の新規登録と抹消の数値ということですか。				

局長	その通りです。
委員長	転入して6月3日では3か月経っていない人がいて、その人が今回の選挙時登録で登録されたのでしょうか。
局長	選挙時の登録で3か月経過した者が登録されたと推察できます。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	<期日前投票管理者・同職務代理人及び期日前投票立会人の選任について>
委員長	議案第18号について事務局から説明をお願いします。
局長	期日前投票管理者・同職務代理人及び期日前投票立会人の選任について説明します。根拠法令は公職選挙法第37条第2項、同法第38条第1項及び同条第4項（同法第48条の2第5項読み替え）、同法施行令第24条第1項、同施行令第25条（同施行令第49条の7読み替え）となっています。該当する期日前投票管理者・同職務代理人及び期日前投票立会人については別紙（期日前投票管理者告示、期日前投票管理者職務代理人告示、期日前投票立会人選任）のとおりで、告示文は別紙（告示番号第6号）となっています。なお、告示は期日前投票管理者及び期日前投票管理者職務代理人のみで、告示内容は氏名と町名のみとなっています。告示日は6月20日となっています。説明は以上です。
委員長	議案第18号について質問はありませんか。
委員長	根拠法令の読み替えは、投票日当日の投票管理者及び同職務代理人の規定を読み替えて、期日前投票にも適用するという考えでよいですか。
局長	その通りです。
職務代理	職務代理人の地域はバラバラですね。理由はありますか。
局長	職務代理人は区職員を選任しているからです。
委員長	該当する投票所は実質的に職員が仕切ることですね。
局長	その通りです。
与島委員	区役所は人数が多いのと地域もバラバラなのはなぜですか。
主査	期日前投票期間が長いことで多くの人数が必要となっています。また、明るい選挙推進委員の方や過去に経験したことのある方をお願いしていますので、お住まいの地域にばらつきがあります。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	<投票管理者・同職務代理人及び投票立会人の選任について>
委員長	議案第19号について事務局から説明をお願いします。
局長	投票日当日の投票管理者・同職務代理人及び投票立会人の選任について説明します。根拠法令は公職選挙法第37条第2項、同法第38条第1項、同施行令第24条第1項、同法第25条となっています。投票管理者・同職務代理人及び投票立会人については別紙（一部、告示第7号の別紙一覧を兼ねる）のとおりで、投票管理者、同職務代理人の氏名・町名までの告示となります。また、告示文については別紙（告示第7号）のとおりです。告示日は記載のとおりで、6月20日です。説明は以上です。

委員長	議案第 19 号について質問はありませんか。
委員長	投票管理者・投票立会人一覧ですが、党派名が管理者は斜め線があり、立会人にはないのはなぜですか。
主査	立会人は複数人選任できるので公職選挙法によって同一政党等のものが 2 人以上なれないという人数制限がありますが、管理者には、政党等の要件がないため斜め線を入れています。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜開票管理者及び同職務代理者の選任について＞
委員長	議案第 20 号について事務局から説明をお願いします。
局長	開票管理者及び同職務代理者の選任について説明します。令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙の開票管理者及び同職務代理者を選任し告示するものです。開票管理者は島田委員長、同職務代理者には与島委員を選任するものです。根拠法令は公職選挙法第 61 条第 2 項、同法施行令第 67 条第 1 項及び同法施行令第 68 条となっており、6 月 20 日に告示します。説明は以上です。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜各種告示について＞
委員長	議案第 21 号について事務局から説明をお願いします。
局長	<p>令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における各種告示事項について説明します。期日前投票所の指定について、投票所の指定について、開票の場所及び日時の指定について、開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時についての計 4 項目について説明します。</p> <p>別紙 1 期日前投票所の指定についてですが、根拠法令は公職選挙法第 39 条及び同法第 40 条第 1 項（同法第 48 条の 2 第 6 項準用）となっており、内容は期日前投票所の建物名称、所在地、期間、及び時間を記載して別紙の通りとなっています。また、告示日は 6 月 20 日となっています。</p> <p>別紙 2 は投票所の指定についてですが、根拠法令は公職選挙法第 39 条で、各投票区の建物名称及び所在地を記載し別紙のとおりとなっています。また、告示日は 6 月 20 日となっています。</p> <p>別紙 3 開票の場所及び日時の指定についてですが、根拠法令は公職選挙法第 64 条で、開票場所は杉並区立荻窪体育館（所在地の記載有）、開票日時は令和 6 年 7 月 7 日午後 8 時 30 分となっており、また、告示日は 6 月 20 日となっています。</p> <p>別紙 4 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時についてですが、根拠法令は公職選挙法第 62 条第 6 項で、開票立会人を定めるくじを行う場所は杉並区役所西棟 8 階選挙管理委員会室（所在地の記載有）、日時は令和 6 年 7 月 4 日となっており、説明は以上です。</p>
委員長	何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	議案第 22 号について事務局から説明をお願いします。

局長	東京都知事選挙における違反文書図画について、3項目に基づき取扱っていくものです。1対象となるポスターですが、公職選挙法第147条、同法第201条の11及び同法第201条の14に該当するものです。2取り扱い内容ですが、撤去命令の手續きに関して2項目設けております。警察からの現認があった場合は、これに基づき手續きを実施します。区民等からの連絡があった場合は、警察に現認を依頼し、現認後これに基づき手續きを実施します。3投票日当日の管理権撤去についてですが、投票所となっている区施設、学校等の施設、民間施設（上荻会館、グランドメゾン杉並シーズン、イマジナス）及び投票所周辺に設置されている東京電力管轄の電柱・フェンス等に選挙運動及び政治活動用のポスターが貼られている場合には、迅速な対応が求められるため選挙管理委員会及び施設管理者が撤去を行う旨を定めています。なお、添付している通り区、教育委員会、民間施設の責任者宛て管理権撤去について依頼します。説明は以上です。
委員長	議案第22号について質問はありませんか。
委員長	衆参、都議、区議の現在貼られているポスターは撤去の対象となるのですか。
次長	新たに貼られるポスター、都知事選挙の候補者を類推させるポスターが対象となります。
委員長	新たにとは例えば半年前のものも対象となるのですか。
次長	選挙運動期間中に選挙区域内で新たに貼られたものが対象です。確認団体は対象外です。
小井委員	投票所周辺とありますが、例えば半径何メートルといった制限はあるのですか。
法規担当係長	法令上制限はありません。
小井委員	投票所近くの選挙事務所の制限はあるのですか。
法規担当係長	投票所から半径300メートルの選挙事務所について投票日当日制限があります。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	議案第23号について事務局から説明をお願いします。
局長	東京都知事選挙における投・開票所の秩序保持方針を定めるものです。根拠法令は公職選挙法第58条から同法第60条、同法48条の2第6項及び同法74条となり、項目は5項目からなっております。1全体に関する事項ですが、投・開票所での秩序保持の義務と、投開票管理者・立会人の撮影・録音、選挙人が判別できるような撮影はできない旨定めています。2選挙人に関する事項ですが、撮影・録音について、シャッター音や他所作から他の選挙人に影響を与えたり、選挙人が判別できる撮影以外は認めることと、選挙公報について記載台での閲覧ができること、及び身体障害者補助犬法以外の一般のペットについてはケージ等に入れる場合以外は入場を認めない旨定めています。3開票立会人に関する事項ですが、携帯電話の使用禁止、職務終了までの外部連絡の禁止、開票管理者の許可を得たうえでの離席、票の点検に不必要な時間をかけないこと、開票管理者の指示に従うこと等を定めています。4開票参観人に関する事項ですが、参観できる者の規定、開票の妨害禁止、撮影・録音の禁止及び開票事務の妨げとなる行為の禁止を定めています。5秩序保持のための処分等についてですが、投・開票管理者が秩序を乱す行為と判断した場合の行為中止の命令（公職選挙法60条）、中止命令に従わない場合の退出命令（同法）、

	退出命令にも従わない場合の警察への処分請求（同法 59 条）について定めています。説明は以上です。
委員長	議案第 23 号について質問はありませんか。
委員長	荻窪体育館の近所から設営に関しうるさいといった苦情がありましたが、その後どうですか。
次長	投票所の出口なので雨よけのために、早朝、軒を設置していました。その作業音がうるさいと判断し、6 時 30 分ぐらいに設置しようと考えております。
職務代理	投・開票秩序保持の方針ですが、23 区で違いや特徴はあるのですか。
法規担当係長	23 区似たようなものと推察します。
局長	ひな形はあったと思いますが、昔から中身はほぼ変わっていません。最近では選挙公報の記載台での閲覧や携帯電話での撮影等について記載が増えました。
職務代理	例えばネット利用者が音を出さずに投票所を撮影しネットに生配信する行為を止めるのはどうするのですか。
局長	配信前に気付けば制止も可能ですが、行為が行われた後では厳しいです。
職務代理	ネットに掲載した者が得をするといったこととなります。例えば、投票所に秩序保持に関する掲示をして抑止を行っているのですか。
次長	投票所には「ご案内」、「お願い」ということで掲示は行っています。
与島委員	自身が投票用紙に記述していることを撮影することは問題ないといったところまで踏み込んでいるのですか。
局長	記載台で撮影することになりますが、候補者情報を閲覧しているのか、撮影しているのか判断できません。また、自身の記録用に撮ったと言われれば問題ないということになります。ただし、ネットに配信した場合は投票日当日であれば法 129 条に抵触することになります。
職務代理	秩序保持方針に基づいた撮影禁止はできないのですか。
局長	要請することは可能と思います。
委員長	ほかに何か質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	令和 6 年第 1 回選挙管理委員会臨時会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	令和 6 年度第 1 回臨時会 令和 6 年 6 月 1 9 日
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。